

## 錦江町農業委員会 2月総会議事録

○ 開催日時 平成28年2月22日(月) 午後3時00分から

○ 開催場所 錦江町役場 庁議室

○ 出席委員(19人)

会長	1番	宿利原勝吉
代理	2番	基 岸澄
委員	3番	厚ヶ瀬博文
〃	4番	水流 豊美
〃	5番	平原 栄
〃	6番	欠 番
〃	7番	毛下 利美
〃	8番	寺田 郁哉
〃	9番	安水 純一
〃	10番	牧原 昇
〃	11番	元丸 敏朗
〃	12番	鍋 康博
〃	13番	徳永 哲朗
〃	14番	貫見 和洋
〃	15番	畠中 正秋
〃	16番	山中 徹
〃	17番	鳥越 秀一
〃	18番	樋渡 俊信
〃	19番	鈴 一麿
〃	20番	本釜 好子

○事務局職員 事務局長 窪 和人 書記 折久木まり子 書記 中野好太郎

○議事日程

1、開会

2、農業委員憲章朗読

3、会長あいさつ

4、議 事

第1 議事録署名委員の指名について

第2 会務報告について

第3 附議事項

議案第45号 農地法第3条許可申請について

議案第46号 農地法第5条許可申請について

議案第47号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について

議案第48号 錦江農業振興地域整備計画の変更（用途区分変更・除外）について

議案第49号 非農地証明願いについて

議 長	<p>只今より平成28年2月錦江町農業委員会総会の議事を開会いたします。</p> <p>本日の総会の出席は全員であり、錦江町農業委員会会議規則第8条の規定により、総会は成立していることをお知らせします。</p> <p>それでは、錦江町農業委員会会議規則第23条第2項の規定により、本日の会議録署名委員に2番 基委員と3番 厚ヶ瀬委員を指名いたしますので、よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>次に、会務報告についてを議題とします。</p> <p>事務局から報告と説明をお願いいたします。</p>
事務局	「会務報告と説明」
議 長	只今の会務報告について、質問等はありませんか。
全委員	(発言なし)
議 長	<p>無いようですので、以上で会務報告を終わります。</p> <p>それでは附議事項に入ります。</p>
議 長	<p>議案第45号 農地法第3条許可申請についてを議題とします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>会議資料のとおり、今回は4件の3条許可申請について審議しなければなりませんので、事務局の説明と担当調査員の報告、質疑を2回に分けて行い、その都度議決したいと思います。ご異議ありませんか。</p>
委 員	(委員の中から「異議なし」の声)
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>それでは、議案第45号のうち、受付番号24号、25号を議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは議案第45号のうち、受付番号24号、25号について説明いたします。</p> <p>まず、受付番号24号の譲渡人は、N・Kさん、K自治会在住の方です。</p> <p>申請地は城元字南ヶ迫5, 488番、地目は畑、地積は5, 448㎡、次が城元字南ヶ迫5, 490番、地目は畑、地積は3, 559㎡、次が馬場字浜射場5, 761番、地目は畑、地積は3, 161㎡で、3筆の合計は12, 168㎡とな</p>

	<p>っています。</p> <p>一方、譲受人はK・Yさん、K自治会在住の方です。 この申請は売買による所有権移転となっています。</p> <p>K・Yさんの経営状況は、世帯員2名、労働力2名、小作地7,009㎡で、葉たばこ、甘藷を主体とした経営をされています。</p> <p>農業機械の所有状況は、トラクター3台、ポテトハーベスター1台となっています。</p> <p>次の、受付番号25号の譲渡人は、N・Mさん、B自治会在住の方です。 申請地は馬場字旅籠ノ尾5,730番1、地目は畑、地積は2,521㎡となっています。</p> <p>一方、譲受人は受付番号24号と同じK・Yさんです。 この申請は売買による所有権移転となっています。</p> <p>受付番号24号、25号のこの件の担当調査員は、9番 安水委員です。 以上です。</p>
議長	<p>ただいま事務局から説明がありましたが、担当調査員の調査報告をお願いいたします。</p> <p>受付番号24号、25号について、9番 安水委員お願いいたします。</p>
9番 安水委員	<p>はい。報告をいたします。</p> <p>受付番号24号、25号の譲受人のK・Yさんは、旦那さんのK・Tさんと2人で葉タバコと加工用の甘藷を作られております。畑の方も綺麗に管理されており、何ら問題は無いかと思えます。よろしくお願ひします。</p> <p>このN・KさんとN・Mは甥と叔父さんという間柄で、両方の合わせた畑を〇〇万円ということで話が付いているようです。以上です。お願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま、担当調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。</p>
5番 平原委員	<p>この人は認定農業者ですか。</p>
9番 安水委員	<p>K・Yさんは違います。旦那さんのT君は認定農業者です。</p>
5番 平原委員	<p>Kさんの名義ですれば税金関係はどうなるの。認定農業者じゃなければ。</p>

事務局	<p>それはそのまま掛ります。</p> <p>Tさんであれば認定農業者ということで集積ということで出来たんですけれど、Yさんの名義にするということです。</p>
議長	<p>他に質疑はありませんか。</p>
委員	<p>(委員の中から「なし」の声)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第45号のうち、受付番号24号、25号を採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第45号のうち、受付番号24号、25号については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(委員の中から「異議なし」の声)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第45号のうち、受付番号24号、25号については原案のとおり許可することに決定しました。</p>
議長	<p>次に、議案第45号のうち、受付番号26号、27号を議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは議案第45号のうち、受付番号26号、27号について説明いたします。</p> <p>先ず、受付番号26号の譲渡人は、F・Mさん、K自治会在住の方です。</p> <p>申請地は城元字池ノ平1，839番1、地目は田、地積は99㎡、次が城元字鷺ヶ尾2，986番1、地目は畑、地積は1，536㎡、次が城元字渡ヶ迫平2，999番、地目は畑、地積は1，586㎡、次が城元字渡ヶ迫平3，002番、地目は台帳が山林、現況が畑、地積は2，808㎡で、4筆の合計は6，029㎡となっています。</p> <p>一方、譲受人はF・Sさん、Z自治会在住の方です。</p> <p>この申請は贈与による所有権移転となっています。</p> <p>F・Sさんの経営状況は、世帯員2名、労働力2名、自作地18，811㎡で、お茶を主体とした経営をされています。</p> <p>農業機械の所有状況は、茶防除機1台となっています。</p> <p>この件の担当調査員は、20番 本釜委員です。</p>

	<p>次の、受付番号27号の譲渡人は、I・Kさん、K県在住の方です。</p> <p>申請地は、神川字有村2, 565番5、地目は畑、地積は427㎡となっています。</p> <p>一方、譲受人はK・Kさん、K自治会在住の方です。</p> <p>この申請は売買による所有権移転となっています。</p> <p>K・Kさんの経営状況は、世帯員4名、労働力4名、自作地10,009㎡、小作地1,500㎡で、水稻、野菜を主体とした経営をされています。</p> <p>農業機械の所有状況は、トラクター、コンバイン、田植機、乾燥機、各1台となっています。</p> <p>この件の担当調査員は、13番 徳永委員です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいま事務局から説明がありましたが、担当調査員の調査報告をお願いいたします。</p> <p>受付番号26号について、20番 本釜委員をお願いいたします。</p>
20番 本釜委員	<p>報告いたします。こちらは親子間の設定になります。Fさんはお茶を主体に経営されており、SさんはMさんの娘さんのお婿さんにあたります。現在、お義父さんと一緒に農業をされており、錦江町の定める項目は全てクリアしております。何ら問題は無いと考えます。後継者として一生懸命やっておられるので、よろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、受付番号27号について、13番 徳永委員をお願いいたします。</p>
13番 徳永委員	<p>はい。説明します。</p> <p>譲受人のK・Kさん、この方は親と一緒に農業をして、本人は兼業農家ですが、親と一緒に農業をされています。このK・Kさんが住んでいるところが、現在の売買する場所です。K・Kさんは借地でして、今住んでいる家と土地と一緒に買い取るという内容です。宅地が約5畝ですから、宅地の隣に引き続いて畑があると、約4畝ですね。合わせて9畝の住まいです。これにプラスI・Kさんの山林が2か所、合計2反。これらを全てひっくるめて全て買い取るという話し合いになっております。畑は家の引き続きですので問題は無いんですが、自分の自作地、小作地も親子で一生懸命管理されておられて、何ら問題は無いというふうに見ております。買取金額は、宅地、畑、山林、もう一緒にして〇〇万円という内容になっております。内容的には問題は無いと思います。以上です。</p>

議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま、各担当調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「なし」の声)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第45号のうち、受付番号26号、27号を採決します。 お諮りします。</p> <p>議案第45号のうち、受付番号26号、27号については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第45号のうち、受付番号26号、27号については原案のとおり許可することに決定しました。</p>
議 長	<p>次に「議案第46号 農地法第5条許可申請についてを議題とします。 事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは議案第46号について説明いたします。</p> <p>受付番号5号につきましては、太陽光発電施設のための転用申請となっております。</p> <p>申請人は(株)E・PさんとA・Aさんの連名による申請となっております。</p> <p>申請地は神川字大辻4, 121番40、地目は畑、地積は7, 409㎡となっております。</p> <p>6頁から10頁にかけて、位置図、配置図等を添付してありますので、お目通しをお願いいたします。</p> <p>この件の担当調査員は、4番 水流委員です。</p> <p>次の受付番号6号につきましては、駐車場整備のための転用申請となっております。</p> <p>申請人は錦江町長とU・Mさんの連名による申請となっております。</p> <p>申請地は、神川字印堂作2, 773番5、地目は田、地積は1, 076㎡となっております。</p> <p>11頁から13頁にかけて、位置図、配置図等を添付してありますので、お目通しをお願いいたします。</p> <p>この件の担当調査員は、13番 徳永委員です。</p>

	<p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま事務局から説明がありましたが、各担当調査員の調査報告をお願いいたします。</p> <p>先ず受付番号5号について、4番 水流委員お願いします。</p>
4 番 水流委員	<p>はい。報告いたします。</p> <p>受付番号5号ですが、2月16日に徳永委員、事務局、4人で現地の方を調査いたしました。これは太陽光発電施設による農地の転用です。場所は皆倉集落の北東の方の山の上、てっぺんです。皆倉集落と排水関係で色々ありましたけれど、皆倉集落の方には排水は取らないということで話が付いたようです。また、薬品等も使用しないということで。あと排水ですが、桜原線の町道側の排水溝に流すということでなっております。以上です。よろしくお願いします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、受付番号6号について、13番 徳永委員お願いします。</p>
13番 徳永委員	<p>説明します。</p> <p>この物件は2か月程前の除外申請で出た物件です。駐車場として綺麗に図面が出来上がったということでの申請です。この事業は神川地区の7つの滝の整備、海岸の遊歩道、サイクリングロードの整備、この中の1つが6番の駐車場の整備事業です。何ら問題は無いと思います。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま、各調査委員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。</p>
2 番 基 委員	<p>この太陽光発電は薬品を流さないということは、除草剤関係をとということですか。</p>
事務局	<p>薬品関係については、除草剤、それから他の薬品を使わないということで。</p> <p>それから8頁を見て頂きたいんですが、Aブロック、Bブロック、Cブロック、Dブロックとありますが、四角の太線で囲ったところが現在の茶畑になっておりますが、それ以外については山林ということで、山林との一体利用ということになっております。林地開発の許可についても2月の初めでしたけれども、許可が下りたということでした。</p>

2 番 基 委員	太陽発電で薬品というのは初めて聞いたから、なんで薬品を使うんだろうと思ったもんだから。要するに除草剤関係のことですか。
事務局	除草剤と、場合によっては太陽光のパネルの表面を一応雨水で流すんですが、水垢でだんだん発電量が落ちた時に薬品を使って綺麗にする場合もあるみたいということで、そこはしないということでした。
議 長	他にありませんか。
19番 鈴 委員	皆倉の方には排水を流さないというのは、地形的に流れないように出来るところなんですか。
事務局	10頁を見て頂きたいんですが、この太陽光発電施設の周りをずっと側溝で囲んで、それを2か所の沈砂池に集めて、そしてパイプをもって、この下にフトンカゴと書いてありますが、一旦集めたのをフトンカゴで散らして、あとは自然流下です。ここは本人の山です。その下に町道があるので町道の排水に流れ込んで行くという形になるみたいです。
議 長	他に質疑はありませんか。
委 員	(委員の中から「なし」の声)
議 長	質疑なしと認めます。 これから、議案第46号を採決します。 お諮りします。 議案第46号については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。
委 員	(委員の中から「異議なし」の声)
議 長	異議なしと認めます。 したがいまして、議案第46号 農地法第5条許可申請については、原案のとおり許可することに決定しました。

議 長	<p>次に議案第47号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請についてを議題とします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>会議資料のとおり、今回は14筆の利用集積計画について審議しなければなりませんので、事務局の説明と担当調査員の報告、質疑を3回に分けて行い、その都度議決したいと思います。ご異議ありませんか。</p>
委 員	(委員の中から「なし」の声)
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>それでは、議案第47号のうち、受付番号637号から640号までを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第47号のうち、受付番号637号から640号までについて説明いたします。</p> <p>まず、受付番号637号、638号の貸し人は（公財）鹿児島県地域振興公社です。</p> <p>申請地は637号が神川字木道平7, 495番3、地目は畑、地積は463㎡、638号が神川字木道平7, 496番3、地目は畑、地積は2,667㎡で、2筆の合計は3,130㎡となっています。</p> <p>貸付期間は、平成28年3月1日から平成31年12月14日までで、小作料金は637号が3,241円、638号が18,669円となっています。</p> <p>一方、借り人は、F・Mさん、Y自治会在住の方です。</p> <p>F・Mさんの経営状況は、世帯員4名、農業従事者3名、雇用が5名で300日、自作地50,051㎡、小作地118,673㎡で、甘藷、茶を主体とした経営をされています。</p> <p>農業従事日数は260日で、農業機械の所有状況は、トラクター、軽トラック、管理機各2台、トラック、マルチャー各1台となっています。</p> <p>次の受付番号639号の貸し人はA・Kさん、A自治会在住の方です。</p> <p>申請地は、神川字村ノ後7, 888番1、地目は畑、地積は6,057㎡となっています。</p> <p>貸付期間は、平成28年2月23日から平成32年12月14日までで、小作料金は50,000円となっています。</p> <p>一方、借り人は、Y・Mさん、Y自治会在住の方です。</p> <p>Y・Mさんの経営状況は、世帯員1名、農業従事者1名、小作地10,840</p>

	<p>m<sup>2</sup>で、甘藷、高菜を主体とした経営をされています。</p> <p>農業従事日数は280日で、農業機械の所有状況は、トラクター、軽トラック各1台となっています。</p> <p>受付番号637号から639号までの担当調査員は1番 宿利原委員です。</p> <p>次の、受付番号640号の貸し人はK・Iさん、K自治会在住の方です。</p> <p>申請地は田代川原字柴立下245番、地目は田、地積は1,084m<sup>2</sup>となっています。</p> <p>貸付期間は、平成28年2月23日から平成30年12月14日までで、小作料金は3,280円となっています。</p> <p>一方、借り人は、T・Sさん、U自治会在住の方です。</p> <p>T・Sさんの経営状況は、世帯員3名、農業従事者3名、自作地2,244m<sup>2</sup>で、水稻を主体とした経営をされています。</p> <p>農業従事日数は200日で、農業機械の所有状況は、トラクター、管理機、軽トラック各1台、バインダー2台、下刈り機3台となっています。</p> <p>この件の担当調査員は7番 毛下委員です。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、順次、担当調査員の調査報告をお願いします。</p> <p>先ず、受付番号637号から639号までについては、私の方から調査報告をいたします。</p>
<p>1番 宿利原委員</p>	<p>F・Mさんは認定農家でもあり、この件は先月あっせんに出た件で、振興公社から借りるということでもあります。何ら問題は無いかと思います。</p> <p>次に、Y・Mさんの件につきましては青年就農給付金も貰っており、Y・Sさんの長男と一緒に仕事はしているんですが、甘藷と高菜をMさんの方で作られるということで、何ら問題は無いかと思われます。</p>
<p>議長</p>	<p>次に、受付番号640号について、7番 毛下委員をお願いします。</p>
<p>7番 毛下委員</p>	<p>この借り人のT・Sさんは、普段は息子さんと床屋をしながらやっているんですけども、水田を1反借りるということで、反当3,000円というところで、で、米を作るということで何ら問題は無いと思います。</p>

議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま、各調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。</p>
委 員	(委員の中から「なし」の声)
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第47号のうち、受付番号637号から640号までを採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第47号のうち、受付番号637号から640号までは原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委 員	(委員の中から「異議なし」の声)
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第47号のうち、受付番号637号から640号までは、原案のとおり決定しました。</p>
議 長	<p>次に議案第47号のうち、受付番号641号から648号までを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第47号のうち、受付番号641号から648号までについて説明いたします。</p> <p>まず、受付番号641号から644号までの貸し人はU・Iさん、K市在住の方です。</p> <p>申請地は641号が田代麓字中渡瀬1, 589番、地目は田、地積は561㎡、642号が田代麓字土橋1, 630番、地目は畑、地積は982㎡、643号が田代麓字土橋1, 631番、地目は畑、地積は631㎡、644号が田代麓字土橋1, 632番、地目は畑、地積は2,101㎡で、4筆の合計は4,275㎡となっています。</p> <p>貸付期間は、平成28年3月1日から平成33年12月14日までで、小作料は、全部で21,000円となっています。</p> <p>一方、借り人は、(株)T・Fさん、K自治会に拠点を置く法人です。</p> <p>(株)T・Fさんの経営状況は、農業従事者2名、雇用が24人、自作地1,485㎡、小作地142,984㎡で、露地野菜を主体とした経営をされています。</p>

農業機械の所有状況は、トラック10台、トラクター6台、管理機3台、乗用管理機2台、田植機、コンバイン各1台となっています。

次の受付番号645号の貸し人はS・Yさん、T自治会在住の方です。

申請地は、馬場字木原ノ上1, 983番1、地目は田、地積は1,011㎡となっています。

貸付期間は、平成28年2月23日から平成30年12月14日までで、小作料は、30,000円となっています。

一方、借り人は、641号からと同じ(株)T・Fさんです。

受付番号641号から645号までの担当調査員は、8番 寺田委員です。

次の受付番号646号の貸し人はN・Hさん、S自治会在住の方です。

申請地は、神川字椎木6, 436番5、地目は畑、地積は1,586㎡となっています。

貸付期間は、平成28年3月1日から平成32年12月14日までで、小作料は、10アール当たり10,000円となっています。

一方、借り人は、K・Rさん、S自治会在住の方です。

K・Rさんの経営状況は、世帯員1名、農業従事者1名、小作地6,000㎡で、甘藷を主体とした経営をされています。

農業従事日数は300日で、農業機械の所有はありませんが、親からの賃貸借となっています。

この件の担当調査員は、8番 寺田委員です。

次の受付番号647号の貸し人はY・Kさん、B自治会在住の方です。

申請地は、田代川原字菖蒲ヶ迫5, 965番1、地目は畑、地積は652㎡となっています。

貸付期間は、平成28年2月23日から平成32年12月14日までで、小作料は、3,000円となっています。

一方、借り人は、M・Sさん、S自治会在住の方です。

M・Sさんの経営状況は、世帯員3名、農業従事者3名、小作地23,053㎡で、露地野菜を主体とした経営をされています。

農業従事日数は250日で、農業機械の所有状況は、トラクター、軽トラック、下刈り機各1台となっています。

この件の担当調査員は、12番 鍋委員です。

次の受付番号648号の貸し人はN・Tさん、N自治会在住の方です。

申請地は、城元字森山1, 315番1、地目は田、地積は960㎡となっています。

	<p>貸付期間は、平成28年2月23日から平成32年12月14日までで、小作料は、25,000円となっています。</p> <p>一方、借り人は、K・Kさん、S自治会在住の方です。</p> <p>K・Kさんの経営状況は、世帯員3名、農業従事者1名、小作地25,170㎡で、水稻・ネギを主体とした経営をされています。</p> <p>農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、トラクター2台、軽トラック、ブーム、コンバイン、芋掘り機各1台となっています。</p> <p>この件の担当調査員は、17番 鳥越委員です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、順次、担当調査員の調査報告をお願いします。</p> <p>先ず、受付番号641号から645号までについて、8番 寺田委員お願いいたします。</p>
8番 寺田委員	<p>はい。ご報告申し上げます。</p> <p>借り人のT・Fさんですが、錦江町の定める全ての条件を満たしていると思いますので、何ら問題は無いということで、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、受付番号646号について、10番 牧原委員お願いいたします。</p>
10番 牧原委員	<p>はい。ご報告いたします。</p> <p>K・Rさんなんですが、親の後継ぎということで帰って来まして、今現在、青年就農資金を貰って、親と一緒に農業経営に取り組んでいるところです。元N委員のK・Tさんの息子でもあり、今現在、たばこ、ここには甘藷という形で書いてありますが、自分で借りたところには甘藷を植えているということで、たばこ、甘藷、大根という形で、いま一生懸命頑張っております。錦江町の定める要件についても、全て満たしていると思われますので、よろしくお願いを致します。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、受付番号647号について、12番 鍋委員お願いいたします。</p>
12番 鍋 委員	<p>はい。説明いたします。</p> <p>先ず場所についてですが、南部開発で造成されました雄川ダムの直ぐ側にあります長尾団地の一角にあります。去年の末、前耕作者が面積も少ないということで更新されなかったもので新たな耕作者を探していたところ、今回のMさんが周辺に中間管理事業の関係で進出されたことから相談したところ、成立したもので</p>

	<p>す。借り人のM・Sさんは、鈴委員を筆頭に詳しい方が大勢おられますけれども、年齢が23歳、高卒後、農業法人のS・Fさんに3年間勤められた後、退職され現在両親と共に1町部以上の園芸、特にキャベツ作り等に取り組みおられるそうです。現在2年間という青年就農給付金を受けておられまして、今回さらに経営の中に独自に甘藷という作物を導入したいという希望を持っておられました。錦江町の定める条件等問題は無いと思われまして、将来にわたって地区を支えてくれる青年に育ってくれると思います。よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 次に、受付番号648号について、17番 鳥越委員お願ひいたします。</p>
17番 鳥越委員	<p>はい。貸し人のN・Tさんなんですけれども、高齢による経営の規模縮小ということで、今回、Kさんの方に隣接する田んぼがKさんの田んぼということで、是非作りたいということで、Kさんの方にお願ひしました。Kさんはネギを中心にした露地野菜を経営されて何ら問題は無いかと思ひますので、よろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 ただいま、各調査員から調査報告がありました。質疑はありますか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「なし」の声)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。 これから、議案第47号のうち、受付番号641号から648号までを採決します。 お諮りします。 議案第47号のうち、受付番号641から648号までは原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。 したがいまして、議案第47号のうち、受付番号641号から648号までは、原案のとおり決定しました。</p>
議 長	<p>次の案件は、私にかかる案件ですので、議長を基委員に交代したいと思います。基委員よろしくお願ひいたします。 しばらく休憩します。</p>

	(宿利原委員退席) (議長交代)
議長	<p>休憩前に引き続き会議を開きます。</p> <p>宿利原会長については、自分の案件でございますので、私が代わりに議事を行いたしますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>議案第47号のうち、受付番号649号、650号を議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第47号のうち、受付番号649号、650号について説明いたします。</p> <p>受付番号649号、650号の貸し人はN・Yさん、D自治会在住の方です。</p> <p>申請地は、649号が城元字池ノ上4, 332番1、地目は畑、地積は3, 434㎡、650号が城元字池ノ上4, 332番2、地目は畑、地積は3, 327㎡で、2筆の合計は6, 761㎡となっています。</p> <p>貸付期間は、平成28年2月23日から平成32年12月14日までで、小作料金は、全部で100, 000円となっています。</p> <p>一方、借り人は、Y・Kさん、Y自治会在住の方です。</p> <p>Y・Kさんの経営状況は、世帯員2名、農業従事者2名、雇用が3人で350日、自作地30, 458㎡、小作地15, 470㎡で、葉たばこ、加工用大根を主体とした経営をされています。</p> <p>農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、トラック3台、トラクター、AP-1各2台、ショベルカー1台となっています。</p> <p>この件の担当調査員は、10番 牧原委員です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、担当調査員の調査報告をお願いします。</p> <p>受付番号649号、650号について、10番 牧原委員お願いいたします。</p>
10番 牧原委員	<p>はい。649、650番についてご報告をいたします。</p> <p>この物件は継続ということで、場所は池田団地の中です。金額も10万円ということになっておりますが、未だ契約前までは14万円ということで、値切ったということで10万円という形になったそうです。継続ですので、よろしく審議をお願いします。尚、錦江町の定める条件については全てクリアしていらっしゃると思います。よろしくお願いいたします。</p>

議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま、調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「なし」の声)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第47号のうち、受付番号649号、650号を採決します。お諮りします。</p> <p>議案第47号のうち、受付番号649号から650号については原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第47号のうち、受付番号649号から650号までは、原案のとおり決定しました。</p>
議 長	<p>これで私の議長としての任務を終了しましたので、議長を交代したいと思います。</p> <p>しばらく休憩いたします。</p> <p style="text-align: right;">(宿利原委員入室) (議長交代)</p>
議 長	<p>休憩前に引き続き会議を開きます。</p> <p>議案第48号 錦江農業振興地域整備計画の変更(用途区分変更・除外)についてを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第48号 錦江農業振興地域整備計画の変更(用途区分変更・除外)について説明いたします。</p> <p>先ず用途区分変更の申請ですが、申請者は、S・Tさん、T自治会在住の方です。</p> <p>申請地は、田代川原字上ノ平原3,845番、地目は畑、地籍は1,031㎡のうち、51㎡となっています。</p> <p>この申請は農道整備のため用途区分変更するものです。</p> <p>19頁から24頁にかけて参考資料を添付してありますので、確認をお願いします。</p>

	<p>次に25頁をご覧ください。</p> <p>除外の申請ですが、申請者は、S・Tさん、T自治会在住の方です。</p> <p>申請地は、田代川原字上ノ平原3, 847番、地目は畑、地籍は502㎡のうち、389㎡と田代川原字上ノ平原3, 848番、地目は畑、地籍は720㎡のうち、187㎡なっています。</p> <p>この申請は、農家住宅建設のため農用区域からの除外申請となっています。</p> <p>26頁から31頁にかけて参考資料を添付してありますので、確認をお願いします。</p> <p>この件の担当調査員は、11番 元丸委員です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、担当調査員の調査報告を11番元丸委員お願いいたします。</p>
11番 元丸委員	<p>2月12日に日に、貫見委員、事務局3名と現地調査を行いました。申請人のS・Tさんですが、農家住宅建設のための除外と農地への取り付け道路の用途区分変更申請です。現在の住宅が町道改良工事にかかりまして、新たに住宅を建設するものです。現地は端地であり、住宅を建設しても周囲の農地に影響はないと思いますので、除外しても差し支えないと思われまます。</p> <p>用途区分変更は自分の農地への道が狭いということで、農道を拡幅するもので問題は無いと思います。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま、調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。</p>
10番 牧原委員	<p>農用地でも用途区分変更があるんですか。</p>
事務局	<p>農振農用地で、農道は農業用施設ですので用途区分変更でかまわないかと思ひます。</p> <p>農業用施設ですので、農用地からは除外されないこととなります。</p>
議長	<p>他に質疑はありませんか。</p>
委員	<p>(委員の中から「なし」の声)</p>

議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第48号を採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第48号については、「止むを得ないと判断する」という意見にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第48号 錦江農業振興地域整備計画の変更(用途区分変更・除外)については、「止むを得ないと判断する」という意見とすることに決定しました。</p>
議 長	<p>次に、「議案第49号 非農地証明願いについて」を議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、「議案第49号 非農地証明願いについて」を説明いたします。</p> <p>受付番号18号の申請人は、M・Yさん、N自治会在住の方です。</p> <p>申請地は、城元字宮ケ原2, 054番1、地籍は180㎡と、城元字宮ケ原2, 054番4、地籍は58㎡の2筆で、地目はいずれも台帳畑、現況は原野となっています。</p> <p>34頁、35頁に位置図等を添付してありますのでお目通し下さい。</p> <p>この件の担当調査委員は、17番 鳥越委員です。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、17番 鳥越委員、調査報告をお願いいたします。</p>
17番 鳥越委員	<p>2月16日に、山中委員、事務局2名と現地調査を行いました。</p> <p>現場は河上神社から上って、国道448号線と合流するところです。</p> <p>現地は竹が繁茂しており、ご覧のとおり面積も狭く町道拡幅時の残地のようなところで、耕作も出来ないようなところですので非農地としても良いのかぁと思います。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま、調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。</p>

委 員	(委員の中から「なし」の声)
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第49号を採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第49号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委 員	(委員の中から「異議なし」の声)
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第49号 非農地証明願いについては、原案のとおり決定しました。</p>
議 長	<p>以上で、平成28年2月錦江町農業委員会定例総会の附議事項の協議を終了いたします。</p>

錦江町農業委員会会議規則第23条第2号の規定により署名する。

会 長

2 番

3 番

議事録調整者 窪 和人